

監査公表第503号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、同項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年5月25日

京都市監査委員	磯 辺 寿 子
同	安孫子 和 子
同	下 蘭 俊 喜
同	藤 井 昭

平成15年度財政援助団体監査結果公表

監 査 の 種 類 財政援助団体監査

監 査 の 対 象 財団法人京都市文化観光資源保護財団，京都食肉市場株式会社，京都市森林組合，社会福祉法人太陽の家，京都つくし会つくしハウス，社会福祉法人ねっこの郷福社会，社会福祉法人京都市社会福祉協議会，京都市児童館学童連盟，社団法人京都市保育園連盟，社会福祉法人七野会及び京都市洛北第三土地区画整理組合並びに当該団体に対する補助金に関する事務に係る本市所管課

監査の対象期間 平成14年4月から平成15年3月まで

監査の実施期間 平成15年12月から平成16年5月まで

監 査 の 方 法 各団体の補助金に係る出納その他の事務及び本市所管課の当該団体に対する補助金に関する事務について、関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

1 財団法人京都市文化観光資源保護財団

(1) 団体の概要

財団法人京都市文化観光資源保護財団は、昭和44年12月に設立され、京都市域の文化財、伝統行事など、後世に継承するに足る文化観光資源を、これらをとりにまく自然環境とともに保護し、かつ、その活用を図ることにより、京都市の文化観光の健全な発展を促進し、もって京都市民及び国民の生活の安定と文化的向上に寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 文化財所有者、管理者等の行う文化観光資源保護事業に対する助成
- イ 伝統行事及び伝統芸能の保存並びに執行に対する助成
- ウ 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成
- エ 文化観光資源施設の整備に対する助成
- オ 文化観光資源の取得及び管理
- カ 文化観光資源に関する保護思想及び知識の普及向上
- キ 文化観光資源に関する調査研究並びに情報の収集及び提供

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 文化観光資源の保護事業の実施に係る人件費及び募金活動に対する補助金
- イ 金額 2,953万8,000円
- ウ 本市所管課 文化市民局文化部文化財保護課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

- ア 財団法人京都市文化観光資源保護財団会計規則（以下「会計規則」という。）によると、収入については、預金利息を除いて書面により収入決定することになっているが、手続が取られていなかったものがあった。

会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。

- イ 旅費については、京都市に準じた取扱いをしているが、明文化されていなかった。

旅費に関する取扱いを整備されたい。

- ウ 会計規則では、金銭の支払は出金伝票により行うと規定されているが、一部の経費の支払について、振替伝票で処理されていた。

会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務は適正に処理されていると認めた。

2 京都食肉市場株式会社

(1) 団体の概要

京都食肉市場株式会社は、昭和44年9月に設立され、京都市中央卸売市場第二市場の卸売業者として、家畜を枝肉又は部分肉として販売するために全国各地

から集荷し、兼業業務であると畜解体を行い、買受人に、公正明朗な競り取引により、安全な食肉を安定供給することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 家畜を枝肉又は部分肉として販売するための受託又は買付け
- イ 枝肉、部分肉及び輸入肉の販売の受託又は買付け
- ウ 食肉加工品の販売
- エ 食肉用家畜の解体処理
- オ 部分肉加工処理
- カ 副産物の販売

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 市民に対して良質な食肉を安定的に供給するためのと畜解体業務に対する補助金
- イ 金額 8,500万円
- ウ 本市所管課 産業観光局中央卸売市場第二市場業務課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めた。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務は適正に処理されていると認めた。

3 京都市森林組合

(1) 団体の概要

京都市森林組合は、平成14年3月に京都森林組合、雲ヶ畑森林組合及び京都北山森林組合の3組合の合併により設立され、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 組合員のためにする森林の経営に関する指導
- イ 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ウ 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設の設置運営
- エ 組合員の行う林業その他の事業及び組合員の生活に必要な資金の貸付け
- オ 組合員の行う林業その他の事業及び組合員の生活に必要な物資の供給
- カ 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売
- キ 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組

合員の行う林業その他の事業及び組合員の生活に必要な共同利用に関する施設の設置運営

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 森林が有している多面的機能の高度な発揮と地域林業の振興発展に資するための森林整備事業に対する補助金

イ 金額 1億5,751万3,607円

ウ 本市所管課 産業観光局農林部林業振興課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

京都市森林組合経理規程によると、組合の支所における小口現金の限度額は、10万円とされている。また、収納に係る留置現金の限度額は、本所においては50万円、支所においては10万円とされている。

支所における小口現金及び留置現金の管理については、

ア 限度額の10万円を超えて、小口現金を保管していた。

イ 小口現金と留置現金を区別していなかった。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務は適正に処理されていると認めた。

4 社会福祉法人太陽の家

(1) 団体の概要

社会福祉法人太陽の家は、昭和41年2月に設立され、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行っている。

第一種社会福祉事業

ア 重度身体障害者授産施設京都太陽の家授産場の設置経営

イ 身体障害者福祉工場京都太陽の家福祉工場の設置経営

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 重度身体障害者に就労の場を提供し、健全な社会生活を営ませることを目的として設置経営されている身体障害者福祉工場の事務費に対する

補助金

イ 金額 5,811万6,000円

ウ 本市所管課 保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めた。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

補助金の支出に関する事務について、事業完了前に補助金の額が確定しているときは前金払により、確定していないときは概算払により支出することができるかとされているが、補助金の額が確定していない時期にもかかわらず前金払で支出していた。

適正な事務処理をされたい。

5 京都つくし会つくしハウス

(1) 団体の概要

京都つくし会つくしハウスは、平成4年11月に設立され、精神障害者が基本的人権の権利主体として地域で生きることを支援するため、主に次の事業を行っている。

ア 作業所をはじめとする、精神障害者に対する社会的支持組織の設立と運営

イ 施設と地域を結ぶ、社会的枠組みを活用して行う社会リハビリテーション

ウ 精神障害者及び家族の市民権の保障、社会的地位の向上と援護に関する事業

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 在宅の精神障害者の自立更生と社会復帰の促進を図るための精神障害者共同作業所に対する運営補助金

イ 金額 1,698万800円

ウ 本市所管課 保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

ア 京都市精神障害者通所訓練事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、補助金の交付を受けたものは、事業終了後に精神障害者通所

訓練事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を提出することとされているが、

(ア) 事業実績報告書の金額と、決算金額が相違していた。

(イ) 事業実績報告書提出後に決算金額を訂正していた。

正確な決算事務を行い、適正な事務処理をされたい。

イ 会計事務については、京都つくし会つくしハウス財務運営細則により、伝票会計による複式簿記とする財務会計原則に基づき処理すると定められているが、

(ア) 貸借対照表を作成していなかった。

(イ) 伝票の日付、科目及び金額を訂正していたものがあつた。

(ウ) 伝票の金額と領収書の金額が相違していたものがあつた。

(エ) 入金の際に、領収書の控え又は入金伝票の添付がなかったものがあつた。

(オ) 領収書の金額を訂正していたものがあつた。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があつた。

交付要綱によれば補助金の精算は、事業実績報告書その他必要な書類により行うとされているが、事業実績報告書の内容確認ができていなかった。

補助金の精算に当たっては、事業実績報告書の挙証資料の提出を求めるなど適正な事務処理をされたい。

6 社会福祉法人ねっこの郷福社会

(1) 団体の概要

社会福祉法人ねっこの郷福社会は、平成8年1月に設立され、精神障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行っている。

第二種社会福祉事業

ア 精神障害者通所授産施設社会復帰センター淀作業所の設置経営

イ 精神障害者地域生活支援センターふれあいサロンねっこの郷の設置経営

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 精神障害者の自活の促進を図るため、作業を通じて必要な訓練及び指導を行う精神障害者通所授産施設社会復帰センター淀作業所に対する運

営補助金

イ 金額 3,508万612円

ウ 本市所管課 保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

ア 経理事務については、社会福祉法人ねっこの郷福社会業務執行規範（以下「執行規範」という。）により、すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならないと定められているが、

- (ア) 伝票を作成していなかったもの
 - (イ) 承認後に伝票の金額を訂正していたもの
 - (ウ) 伝票の合計金額を記入していなかったものや誤っていたもの
- があった。

適正な事務処理をされたい。

イ 資産の管理事務については、執行規範によれば、物品の管理に当たっては、固定資産台帳及び備品台帳を整備し、物品の出納に関する事実を記載すると定められているが、

- (ア) 固定資産台帳を作成していなかったもの
 - (イ) 固定資産台帳の金額を誤っていたもの
- があった。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務は適正に処理されていると認めた。

7 社会福祉法人京都市社会福祉協議会

(1) 団体の概要

社会福祉法人京都市社会福祉協議会は、昭和36年4月に設立され、京都市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るため、主に次の事業を行っている。

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
- オ 京都市福祉ボランティアセンターの受託運営
- カ 児童館の受託運営及び放課後児童健全育成事業の受託
- キ 老人デイサービスセンターの受託経営

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 社会福祉事業推進のための京都市社会福祉協議会に対する運営補助金
- イ 金額 3億9,395万8,000円
- ウ 本市所管課 保健福祉局生活福祉部地域福祉課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

ア 交付申請書については、申請額内訳書に併せ、平成14年度一般会計資金収支予算書（案）（以下「予算書案」という。）を添付しているが、

- (ア) 対象となる事業に関する具体的な内容が記載されていないものがあった。
- (イ) 申請額の積算内容を示していなかった。
- (ウ) 予算書案における説明が当該申請以外のものを含んでいるため、補助内容区分が不明確であった。また、予算書案と申請額内訳書との金額に不一致があることから、添付資料として不適切なものがあった。

事業計画書や申請額の積算内容を添付し、申請内容の明確化を図るなど適正な事務処理をされたい。

イ 実績報告書については、交付決定通知書の交付条件に基づき、決算報告書を添えて提出しているが、

- (ア) 支出額について、申請額内訳書の区分に基づき、補助金額と同額を記載し、実際の支出額を報告していなかったもの
 - (イ) 申請額内訳書の区分欄の項目が、実績報告書の区分欄の項目と一致していなかったもの
 - (ウ) 補助対象事業の実施状況等を示す事業実績の報告をしていなかったもの
 - (エ) 金額の記載を誤っていたもの
- があった。

適正な事務処理をされたい。

ウ 人件費に対する補助金については、対象となる経理区分において他の経理区分に係る人件費を含めて執行されていたため、支給対象の区分が不明確なものがあった。

適切な事務処理方法を検討されたい。

エ 資金収支計算書については、社会福祉事業ごとに区分を設けて作成することとなっているが、予算額を超えて支出していたものがあった。

適正な事務処理をされたい。

オ 経理事務については、

(ア) 補助金の収入決定をしていなかった。

(イ) 旅費の調整をしていなかった。

適正な事務処理をされたい。

カ 規程の整備については、

(ア) 物件、労力その他の調達について、社会福祉法人京都市社会福祉協議会常務理事及び事務局長等専決規程に契約権限の規定がなかった。

(イ) 立替払による支出が見られたが、支出の手続について社会福祉法人京都市社会福祉協議会経理規程に定めがなかった。

規程等の整備を検討されたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

キ 補助金の交付決定については、申請書、申請額内訳書及び予算書案の提出に基づいて行っているが、

(ア) 交付の目的及び対象事業の内容が明確になっていなかった。

(イ) 申請額内訳書には予算書案の収入予算額が掲げられているが、算出根拠となる書類が添付されていないため、申請額の適切さを判断する根拠が不明りょうであった。

(ウ) 申請額内訳書と予算書案の説明とが一致しない部分があるにもかかわらず、内容の確認をせずにそのまま受領していた。

補助金申請額の算出根拠となる書類を提出させるなど申請内容を精査したうえで、交付目的、補助対象及び補助金額算定の考え方を明確にして交付決定するなど、適正な事務処理をされたい。

ク 補助対象事業等の履行状況の確認については、実績報告書及び決算報告書を

提出させているが、

- (ア) 実績報告書の支出内訳の項目が交付決定で認めた補助金申請額内訳書の項目と異なり、交付決定に基づく履行状況の確認ができないものがあった。
 - (イ) 人件費に対する補助金では、対象人数の確認をしていなかった。
 - (ウ) 活動費に対する補助金では、活動内容の確認をしていなかった。
- 適正な事務処理をされたい。

8 京都市児童館学童連盟

(1) 団体の概要

京都市児童館学童連盟（以下「学童連盟」という。）は、昭和56年10月に設立され、京都市の児童館及び学童保育所（以下「児童館等」という。）の連絡調整を行い、児童の健全育成を図るため、主に次の事業を行っている。

- ア 児童館等の管理及び運営の調整
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 児童館長、学童保育所長及び児童館等の職員の資質向上に関する事業
- エ 児童館等の事業の広報
- オ 学童クラブ事業における障害のある児童に対する介助者派遣事業
- カ ファミリーサポート事業

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 児童館等の児童の健全育成の増進を図るための事務局に対する運営補助金
- イ 金額 2,245万3,566円
- ウ 本市所管課 保健福祉局子育て支援部児童家庭課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

- ア 歳出予算の執行については、
 - (ア) 流用の決定を行っていなかった。
 - (イ) 流用を年度末に一括して行っていた。
 - (ウ) 補正予算について、総会及び理事会の承認を得ていなかった。
 - (エ) 補正を年度末に一括して行っていた。

(オ) 平成15年度予算で執行すべきものについて、平成14年度予算で執行していたものがあった。

予算は適正に執行されたい。

イ 決算については、

(ア) 特別会計で収入、支出すべきところ、一般会計で収入、支出していたため、決算額を誤っていたものがあった。

(イ) 財産目録を作成していなかった。

適正な事務処理をされたい。

ウ 学童連盟には、運営委員長部会、館・所長部会及び厚生・指導員部会が置かれており、運営経費として部会交付金を支出していたが、この部会交付金の執行及び管理については、部会に委ねていたため具体的な使途を把握できていなかったものがあった。

部会交付金については、学童連盟の事務局が管理するようにされたい。

エ 京都市が管理運営を委託している児童館の職員の超過勤務手当に相当する費用は、京都市が超過勤務対策費として委託先に支払うこととされているが、委託先が超過勤務手当に関する請求及び受領の権限を学童連盟に委任しているため、京都市から学童連盟に一括して支払われている。

この超過勤務対策費の一部を、学童連盟の事務局費に一時的に流用していた。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務はおおむね適正に処理されていると認めた。

9 社団法人京都市保育園連盟

(1) 団体の概要

社団法人京都市保育園連盟は、昭和56年7月に設立され、京都市における児童福祉法による民間福祉事業の意欲的かつ永続的な充実発展の基盤を確立し、もって児童福祉の推進に寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 民間保育施設の整備推進

イ 民間保育園職員給与支出基金の運用

ウ 各種研究及び研修事業の開催及び参加

エ 保育事業の連絡調整

オ 野外保育センターの設置運営

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 児童に自然の中で安全かつ創造的な遊びを体験させ、児童の情操や健康の増進を図ることを目的に、児童福祉法に基づく児童福祉施設として設置されている八瀬野外保育センターの運営に対する補助金

イ 金額 1,135万7,370円

ウ 本市所管課 保健福祉局子育て支援部保育課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

ア 固定資産台帳が一部未整備であった。また、社団法人京都市保育園連盟経理規程（以下「経理規程」という。）では、固定資産は定率法により毎事業年度末に減価償却を行うとされているが、減価償却を行っていないかった。

適正な事務処理をされたい。

イ 経理規程では、金銭の収納は日々銀行に預け入れることになっているが、一部において支払に充てていたものがあった。

適正な事務処理をされたい。

ウ 経理規程では、金銭の支払は出納員の承認を得た会計伝票に基づいて行うこととなっているが、出納員の決裁を受けることなく支払をしているものがあった。

適正な事務処理をされたい。

エ 補助金の交付条件に、本事業終了後直ちに収支決算報告書を提出することとされているが、報告書の提出が遅れていた。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務は適正に処理されていると認めた。

10 社会福祉法人七野会

(1) 団体の概要

社会福祉法人七野会は、昭和60年7月に設立され、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが

できるよう支援することを目的として、次の事業を行っている。

ア 第一種社会福祉事業

- (ア) 特別養護老人ホーム原谷こぶしの里の設置経営
- (イ) 軽費老人ホームケアハウスリブル北山の設置経営

イ 第二種社会福祉事業

- (ア) 老人短期入所施設の経営
- (イ) 老人デイサービス事業
- (ウ) 老人介護支援センターの設置及び受託経営
- (エ) 老人居宅介護等事業
- (オ) 痴呆対応型老人共同生活援助事業
- (カ) 介護老人保健施設の経営
- (キ) 知的障害者居宅介護等事業
- (ク) 身体障害者居宅介護等事業

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、国の軽費老人ホーム設置運営要綱に基づき、利用者から徴収する事務費の一部を減額した場合における減額した経費に対する補助金

イ 金額 3,808万3,200円

ウ 本市所管課 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

ア 社会福祉法人七野会経理規定（以下「経理規定」という。）によると、支払資金の収支状況、財政状況及び経営成績を適正に把握することとされているが、収入及び未収金として計上されていなかったものがあった。

適正な事務処理をされたい。

イ 経理規定によると、金融機関との取引は理事長名で行うこととされているが、銀行口座名義が理事長名ではなく、施設長名になっていた。

適正な事務処理をされたい。

ウ 支払金額を誤っていたものがあった。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務はおおむね適正に処理されていると認めた。

11 京都市洛北第三土地区画整理組合

(1) 団体の概要

京都市洛北第三土地区画整理組合は、平成7年1月に設立され、道路、公園、水路等の公共施設を整備し、地区周辺の史跡及び名勝の環境保全と共存して、歴史と自然景観に恵まれた良質な住宅市街地の形成を図るため、次の土地区画整理事業を行っている。

ア 施行地区の区域 左京区岩倉幡枝町及び同区静市市原町の各一部

イ 施行面積 32.1ヘクタール

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 健全な市街地の造成を図るための土地区画整理事業の事業費に対する補助金

イ 金額 2億8,020万8,434円

ウ 本市所管課 建設局都市整備部区画整理課

(3) 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

経費の支出について、

ア 所有者との移転補償契約の決裁日の前に移転補償費の支出決定をしていたもの

イ 移転完了を確認する前に移転補償費の支出決定をしていたもの

ウ 物品の納品及び請求前に支出決定をしていたものがあった。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課の当該補助金に関する事務は適正に処理されていると認めた。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)